

岐阜県後期高齢者医療広域連合における 障がい者活躍推進計画の取組の実施状況

岐阜県後期高齢者医療広域連合では、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づき、「岐阜県後期高齢者医療広域連合における障がい者活躍推進計画」を策定・実施しています。

今般、障害者の雇用の促進等に関する法律第 7 条の 3 第 6 項の規定に基づき、障がい者活躍推進計画の実施状況を以下のとおり取りまとめたので公表します。

令和 5 年 6 月 28 日

岐阜県後期高齢者医療広域連合長 柴橋 正直

1 評価年度

令和 4 年度

2 取組内容の実施状況

(1) 相談体制の整備

障がい者雇用推進員として、総務課長を選任しています。

(2) 管理職員との面談による合理的配慮の提供

障がいのある職員の在籍がなかったため、特段の検討は行っていません。

(3) 非常勤職員の募集及び採用

会計年度任用職員を募集しましたが、障がい者の応募はありませんでした。

(4) 職員研修の実施

職員研修は実施していません。

(5) 物品等の優先調達

障がい者就労施設へ事務用品を発注しました。

3 「取組内容の実施状況」に対する点検結果

令和 4 年度に実施した会計年度任用職員の募集において、障がい者の応募はなく、新たに派遣となった職員も含め、障がい者を雇用するに至っていませんが、引き続き、障がい者活用推進計画に基づく取り組みを進めていきます。